



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

542	新道路の供用開始等	(道路保全課)
543	新道路の供用開始	( " )
544	"	( " )
545	"	( " )
546	道路の区域変更	( " )
547	新道路の供用開始等	( " )
548	道路の区域変更	( " )
549	新道路の供用開始等	( " )
550	道路の区域変更	( " )
551	新道路の供用開始等	( " )
552	道路の区域変更	( " )
553	新道路の供用開始等	( " )
554	道路の区域変更	( " )
555	新道路の供用開始等	( " )
556	道路の区域変更	( " )
557	新道路の供用開始等	( " )
558	道路の区域変更	( " )
559	新道路の供用開始等	( " )
560	道路の区域変更	( " )
561	新道路の供用開始等	( " )
562	道路の区域変更	( " )
563	新道路の供用開始等	( " )
564	道路の区域変更	( " )
565	新道路の供用開始等	( " )
566	道路の区域変更	( " )
567	新道路の供用開始等	( " )
568	道路の区域変更	( " )
569	新道路の供用開始等	( " )
570	道路の区域変更	( " )
571	新道路の供用開始等	( " )
572	道路の区域変更	( " )
573	新道路の供用開始等	( " )
574	道路の区域変更	( " )
575	新道路の供用開始	( " )
576	道路の区域変更	( " )
577	新道路の供用開始等	( " )
578	道路の区域変更	( " )
579	新道路の供用開始等	( " )
580	道路の区域変更	( " )

581	新道路の供用開始等	( " )
582	道路の区域変更	( " )
583	新道路の供用開始等	( " )
584	道路の区域変更	( " )
585	新道路の供用開始等	( " )
586	道路の区域変更	( " )
587	新道路の供用開始等	( " )
588	道路の区域変更	( " )
589	新道路の供用開始等	( " )
590	道路の区域変更	( " )
591	新道路の供用開始等	( " )
592	道路の区域変更	( " )
593	新道路の供用開始等	( " )
594	道路の区域変更	( " )
595	新道路の供用開始等	( " )
596	道路の区域変更	( " )
597	新道路の供用開始等	( " )
598	道路の区域変更	( " )
599	新道路の供用開始	( " )
600	道路の区域変更	( " )
601	新道路の供用開始等	( " )
602	道路の区域変更	( " )
603	新道路の供用開始等	( " )
604	道路の区域変更	( " )
605	新道路の供用開始等	( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第542号

平成16年和歌山県告示第1097号(道路の区域変更)で告示した道路のうち下記の道路について、新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

区	新 旧 の 別	敷 地 の 員 延	長備考	
			メートル	メートル
和歌山市小雑賀字東浜畑606番1地先から同市中島字南浜465番1地先まで	旧	24.80 } 33.15		262.00
	新	24.80 } 42.80		262.00

和歌山県告示第543号

平成16年和歌山県告示第1105号(道路の区域変更)で告示した新道路のうち下記の部分については、平成17年4月1日から供用を開始する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

区	敷地の員	延長	備考
	間幅 メートル	メートル	
和歌山市和田字佛生田427番地先から同市和田字佛生田420番3地先まで	11.77 } 12.34	31.40	

和歌山県告示第544号

平成14年和歌山県告示第584号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、和歌山市小豆島字椰ノ坪125番4地先から同市小豆島字門田213番1地先までの延長339.00メートルについては、平成17年4月1日から供用を開始する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第545号

平成13年和歌山県告示第910号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、御坊市湯川町小松原九原坪522番1地先から同市湯川町小松原九原坪540番1地先までの延長418.00メートルについては、平成17年4月1日から供用を開始する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 上富田南部線

区	敷地の員	延長	備考
	新旧の別 間幅 メートル	メートル	
西牟婁郡上富田町岩田字大坊1645番1地先から同町岩田字大坊1776番1地先まで	旧 4.20 } 7.00	243.30	

同上	新	10.30 } 13.00	243.30	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第547号

平成17年和歌山県告示第546号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 城すさみ線

区	敷地の員	延長	備考
	新旧の別 間幅 メートル	メートル	
西牟婁郡すさみ町周参見字七ヶ谷4974番1地先から同町周参見字柱谷4975番1地先まで	旧 4.20 } 6.70	268.70	
同上	新 10.50 } 41.20	268.70	

和歌山県告示第549号

平成17年和歌山県告示第548号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			幅	メートル		
日高郡みなべ町東本庄字鉛岩1187番1地先から同町東本庄字井戸ヶ谷1192番4地先まで	旧	}	6.70	758.00		
			16.70			
同上	旧	}	12.50	580.00	鉛岩橋 L=86.00 桜橋 L=95.00	
			44.50			
同上	新	}	12.50	580.00	鉛岩橋 L=86.00 桜橋 L=95.00	
			44.50			

和歌山県告示第551号

平成17年和歌山県告示第550号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			幅	メートル		
東牟婁郡熊野川町大字嶋津字湯の口向井315番地	旧	}	6.00	106.00		
			9.30			
同上	新	}	6.10	106.00		
			17.00			

和歌山県告示第553号

平成17年和歌山県告示第552号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 南平野下里停車場線

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			幅	メートル		
東牟婁郡那智勝浦町南大居字五反畑2650番1地内から同町南大居字垣ノ内2543番1地内まで	旧	}	6.00	538.80		
			22.00			
同上	旧	}	6.00	538.80		
			22.00			
東牟婁郡那智勝浦町井鹿字ヌタノ前689番1地内から同町南大居字垣ノ内2542番2地内まで	新	}	9.20	1,080.00	五反畑橋 L=19.00 井鹿川1号橋 L=19.00	
			42.30			

和歌山県告示第555号

平成17年和歌山県告示第554号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第556号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 上富田ささみ線

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			幅	メートル		
西牟婁郡上富田町生馬字下滝3633番地先から同町生馬字釜ガ谷3611番1地先まで	旧	}	4.00	389.80		
			23.00			

同上	新	12.37 } 44.68	360.00	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第557号

平成17年和歌山県告示第556号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第558号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区	問	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	メートル
東牟婁郡本宮町武住字谷口13番1地先から同町大瀬字笹久保向247番4地先まで		旧	2.80 } 11.00	1,711.36	
同上		旧	11.00 } 34.10	1,061.13	大瀬トンネル L=729.00
同上		新	11.00 } 34.10	1,061.13	大瀬トンネル L=729.00

和歌山県告示第559号

平成17年和歌山県告示第558号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 高野橋本線

区	問	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
橋本市大字学文路字幡天神1278番1地先から同市大字学文路字幡天神1275番2地先まで		旧	2.70 } 3.30	7.00	
同上		新	8.20 } 8.25	7.00	

和歌山県告示第561号

平成17年和歌山県告示第560号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第562号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 橋本五條線

区	問	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
橋本市大字恋野字放生池2448番1地先から同市大字恋野字放生池2467番1地先まで		旧	5.90 } 12.70	156.00	
同上		新	7.60 } 20.15	156.00	

和歌山県告示第563号

平成17年和歌山県告示第562号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡かつらぎ町 大字三谷字井ノ浦 1663番1地先から 同郡九度山町大字 慈尊院字下島278 番18地先まで		旧	4.10 } 12.80		1,807.00		
同上		新	4.10 } 12.80		1,807.00		
伊都郡かつらぎ町 大字三谷字井ノ浦 1667番1地先から 同郡九度山町大字 慈尊院字下島278 番18地先まで		新	11.80 } 42.60		1,787.00		

和歌山県告示第565号

平成17年和歌山県告示第564号(道路の区域変更)で告示した新道路のうち、下記区域は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路のうち、下記区域は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
伊都郡かつらぎ町 大字三谷字北島 1649番1地先から 同町大字三谷字坊 之垣内1577番8地 先まで		旧	4.10 } 8.70		503.00		
同上		新	4.10 } 8.70		503.00		
伊都郡かつらぎ町 大字三谷字宮ノ浦 1631番2地先から 同町大字三谷字森 之下1502番1地先 まで		新	14.40 } 18.60		482.00		

和歌山県告示第566号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
西牟婁郡すさみ町 周参見字上戸川北 側5158番1地先か ら同町周参見字持 越169番4地先まで		旧	6.80 } 19.20		70.50		
同上		新	9.40 } 31.80		70.50		

和歌山県告示第567号

平成17年和歌山県告示第566号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 秋月海南線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
海南市井田字山田 173番1地先から同 市大野中字芝崎 934番2地先まで		旧	7.20 } 9.60		44.50		
同上		新	9.30 } 9.80		44.50		

和歌山県告示第569号

平成17年和歌山県告示第568号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 印南原印南線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		メートル
日高郡印南町大字印南原字井ノ上4483番1地先から同町大字印南原字落合5045番地先まで		旧	4.90 } 11.90		843.00		国道425号と重用 L=266.00
同上		旧	14.80 } 43.80		834.00		国道425号と重用 L=240.00
同上		新	14.80 } 43.80		834.00		国道425号と重用 L=240.00

和歌山県告示第571号

平成17年和歌山県告示第570号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第572号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
日高郡日高町大字池田字小井790番4地先から同町大字池田字工田1019番地先まで		旧	3.20 } 7.00		171.00		
同上		新	7.50 } 22.10		171.00		

和歌山県告示第573号

平成17年和歌山県告示第572号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊中津線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		メートル
日高郡中津村大字三佐字戸崎74番地先から同村大字田尻字森ノ口55番1地先まで		新	10.85 } 15.85		535.90		弥谷橋 L=14.00

和歌山県告示第575号

平成17年和歌山県告示第574号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 垣内貴志川線

区	間	新 旧 の 別	敷 幅 の 員 メートル	延 長 の 員 メートル	備 考
那賀郡貴志川町大字高尾字赤尾原366番地先から同町大字高尾字梅ヶ内363番1地先まで		旧	5.50 } 24.70	152.50	
同上		新	9.00 } 24.70	152.50	

和歌山県告示第577号

平成17年和歌山県告示第576号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 城すさみ線

区	間	新 旧 の 別	敷 幅 の 員 メートル	延 長 の 員 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町太間川字館ゴ89番2地先から同町太間川字館ゴ84番3地先まで		旧	4.40 } 6.00	42.50	
同上		新	4.80 } 9.20	42.50	

和歌山県告示第579号

平成17年和歌山県告示第578号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区	間	新 旧 の 別	敷 幅 の 員 メートル	延 長 の 員 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字見老津郷5203番5地先から同町大字周参見字見老津郷5204番2地先まで		旧	5.30 } 6.80	26.50	
同上		新	5.30 } 6.80	26.50	

和歌山県告示第581号

平成17年和歌山県告示第580号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第582号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区	間	新 旧 の 別	敷 幅 の 員 メートル	延 長 の 員 メートル	備 考
海草郡野上町中田字有本28番1地先から同町中田字道永317番1地先まで		旧	2.20 } 10.20	1,615.20	
同上		新	7.10 } 17.20	1,500.00	

和歌山県告示第583号

平成17年和歌山県告示第582号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
那賀郡粉河町大字荒見字上川原523番1地先から同町大字荒見字上川原500番1地先まで		旧	8.70 } 14.90		320.90		
同上		新	10.55 } 14.90		320.90		

和歌山県告示第585号

平成17年和歌山県告示第584号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第586号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 梶取崎線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		

東牟婁郡太地町大字太地字大東3755番1地先から同町大字太地字新屋敷3388番1地先まで	旧	6.00 } 18.00		191.40		
同上	新	11.00 } 25.00		191.40		

和歌山県告示第587号

平成17年和歌山県告示第586号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長	備	考
			メートル		メートル		
東牟婁郡古座川町小川字洞尾344番1地先から同町小川字権平175番1地先まで		旧	3.10 } 13.00		660.00		
同上		新	10.50 } 35.20		660.00		

和歌山県告示第589号

平成17年和歌山県告示第588号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。



平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
日高郡中津村大字 高津尾字広瀬1306 番1地先から同村 大字高津尾字広瀬 1309番1地先まで		旧	2.90 } 5.20	227.77	
同上		新	7.20 } 28.80	227.77	

和歌山県告示第591号

平成17年和歌山県告示第590号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 比井紀伊内原停車場線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
日高郡日高町大字 萩原字西前田880 番1地内まで		旧	4.70	16.00	
同上		新	17.00	16.00	

和歌山県告示第593号

平成17年和歌山県告示第592号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 印南原印南線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	メートル
日高郡印南町大字 印南原字白川石谷 3946番地先から同 町大字印南原字井 ノ上4481番2地先 まで		旧	4.40 } 37.50	1,380.00	大白川橋 L=4.40 白川橋 L=5.00 鳥谷橋 L=4.70
日高郡印南町大字 印南原字白川石谷 3946番地先から同 町大字印南原字川 口4538番地先まで		旧	5.40 } 31.70	1,835.94	県道日高印南線 と重用 L=925.00 山谷新橋 L=10.00 中越新橋 L=11.55
同上		新	5.40 } 31.70	1,835.94	県道日高印南線 と重用 L=925.00 山谷新橋 L=10.00 中越新橋 L=11.55

和歌山県告示第595号

平成17年和歌山県告示第594号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	

海草郡野上町梅本 字木津垣内18番1 地先から同町梅本 字木津垣内24番1 地先まで	旧	4.00 } 7.90	160.00	
同上	新	7.10 } 9.80	150.00	

和歌山県告示第597号

平成17年和歌山県告示第596号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第598号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊中津線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	メートル
日高郡川辺町大字 山野字長川原2194 番地先から同町大 字山野字長川原 2201番地先まで		新	10.18 } 15.50	48.00	三津の川大橋 L=11.50	

和歌山県告示第599号

平成17年和歌山県告示第598号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	
海草郡野上町福井 字練浴1498番2地 先から同町福井字 練浴1536番1地先 まで		旧	4.10 } 8.90	415.90		
同上		新	7.20 } 12.30	430.00		

和歌山県告示第601号

平成17年和歌山県告示第600号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 江川小松原線

区	間	新旧の別	敷地の員	延	長備	考
			メートル		メートル	
日高郡川辺町大字 小熊字北實満3311 番1地先から同町 大字土生字窪利 159番1地先まで		旧	4.20 } 10.40	280.00		
同上		新	5.95 } 15.30	280.00		

和歌山県告示第603号

平成17年和歌山県告示第602号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づ

き、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 田原古座線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 延 長 備 考	
		幅 員 メートル	長 備 メートル
東牟婁郡古座町佐部字瀧ノ口197番5地先から同町佐部字瀧ノ口207番地先まで	旧	7.60 } 8.00	87.00
同上	新	11.80 } 22.60	87.00

和歌山県告示第605号

平成17年和歌山県告示第604号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹